

## 令和8年度熊谷市結婚新生活支援事業に関するQ & A

1. 対象となる世帯に関すること..... 6
- Q 1 対象となる世帯はどのような世帯ですか。..... 6
- Q 2 「2年以上継続して居住する意思を持って市内に居住し、」とありますが、  
転勤する可能性がある場合は申請できますか？..... 7
- Q 3 熊谷市外で婚姻届を提出し、受理されました。対象となりますか。..... 7
- Q 4 再婚は、対象になりますか。..... 7
- Q 5 別居婚は、対象になりますか。..... 7
- Q 6 事実婚は、対象になりますか。..... 7
- Q 7 市税を滞納しているかわかりません。申請することはできますか。..... 7
- Q 8 市税を滞納していましたが、申請前にすべて支払いました。申請しても良  
いですか。..... 7
- Q 9 市税をいつまでに支払えば対象となりますか。..... 7
- Q 10 生活保護受給世帯も対象になりますか。..... 8
- Q 11 外国人同士の結婚は、対象になりますか。..... 8
- Q 12 日本人同士ですが、外国で結婚した場合は、対象になりますか。..... 8
- Q 13 夫婦の一方が外国人である場合は、対象になりますか。..... 8
- Q 14 夫（妻）が外国籍ですが、元から在留資格が1年となっています。3か  
月後に期限を迎えますが、在留資格は必ず更新するので申請してもよいですか。
- 8
- Q 15 2年以上の在留資格とは、どんな資格を想定しているのですか。..... 8

**2. 所得に関すること** ..... 9

Q 1 6 所得とはなんですか。 ..... 9

Q 1 7 所得を確認する方法は源泉徴収票でもかまいませんか。 ..... 9

Q 1 8 所得証明書はどこで発行できますか。 ..... 9

Q 1 9 令和8年1月1日に熊谷市に住民票を置いていました。この場合も所得証明書が必要ですか。 ..... 9

Q 2 0 4月に「令和7年度（令和6年分）の所得証明書」を発行しました。この所得証明書でも良いですか？ ..... 9

Q 2 1 転職した場合の所得はどのように計算しますか。 ..... 9

Q 2 2 婚姻を機に離職した場合、または育児休業中の場合の所得はどうなりますか。 9

Q 2 3 学生です。所得証明書は必要ですか。 ..... 10

Q 2 4 所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間はいつですか。 10

Q 2 5 教育ローンの年間返済額は、所得から控除してよいですか。 ..... 10

Q 2 6 令和8年1月1日時点で海外に居住していました。日本国内で課税されておらず、所得証明が取得できない場合はどうすればよいですか。 ..... 10

**3. 費用に関すること** ..... 11

Q 2 7 対象となる費用は何ですか。 ..... 11

**住宅取得費用について** ..... 11

Q 2 8 婚姻に伴う住宅取得費用について、対象となる条件を教えてください。 11

Q 2 9 土地代は対象となりますか。 ..... 11

Q 3 0 新築戸建て住宅を、ローンを組み購入しました。ローンの返済費用は対象となりますか。 ..... 11

- Q 3 1 住宅取得日とはいつですか。 ..... 11
- Q 3 2 住宅建築中のため、夫婦の住民票の住所が当該住宅の住所となっておりません。申請できますか。 ..... 11

**住宅リフォーム費用について**..... 12

- Q 3 3 婚姻に伴う住宅リフォーム費用について、対象となる条件を教えてください。 12
- Q 3 4 リフォーム日とはいつですか。 ..... 12
- Q 3 5 夫婦以外が住宅所有者であった場合は、対象となりますか。 ..... 12
- Q 3 6 賃貸物件のリフォーム費用は対象となりますか。 ..... 12
- Q 3 7 エアコン、冷蔵庫、洗濯機などの家電製品の更新を含みますか。 ..... 12
- Q 3 8 熊谷市住宅リフォーム資金補助金との併用はできますか。 ..... 12
- Q 3 9 自ら工事する・友人に手伝ってもらう等によりリフォームしました。その材料費などは対象となりますか。 ..... 12

**婚姻に伴う住宅賃貸借費用について**..... 13

- Q 4 0 婚姻に伴う住宅賃借費用について、対象となる条件を教えてください。 13
- Q 4 1 賃借日とはいつですか。 ..... 13
- Q 4 2 住宅賃借費用の対象としないものは何ですか。 ..... 13
- Q 4 3 令和8年6月に結婚し、同時に同居を開始しました。物件の契約は同年5月に済ませ、初期費用（敷金・仲介手数料）と6月分の家賃を5月中に支払いました(前月払い)。これらは結婚前に発生した費用ですが、対象になりますか？ 13
- Q 4 4 夫（妻）が婚姻日から起算して1年超前に借りていた住宅に、婚姻を機に同居します。いつから補助の対象となりますか。 ..... 13
- Q 4 5 夫（妻）が婚姻日から起算して1年超前に借りていた住宅に、婚姻を機とせず同居していました。いつから補助の対象となりますか。 ..... 13
- Q 4 6 夫（妻）が婚姻日から起算して半年前に借りていた住宅に同居していま

したが、不動産会社には伝えていません。いつから補助の対象となりますか。 14

Q 4 7 夫（妻）の両親と同居しています。対象となりますか。 ..... 14

Q 4 8 令和 9 年 4 月分の賃料を令和 9 年 3 月に支払いました。対象となりますか。 14

Q 4 9 令和 8 年 4 月分の賃料を令和 8 年 3 月に支払いました。対象となりますか。 14

Q 5 0 勤務先から住宅手当が支給されています。対象となりますか。 ..... 14

**引越費用について** ..... 15

Q 5 1 引越費用について、対象となる条件を教えてください。 ..... 15

Q 5 2 引越日とはいつですか。 ..... 15

Q 5 3 実家から家具などを運送する場合は、対象となりますか。 ..... 15

Q 5 4 新たに購入した家具などを新居へ直接配送してもらう費用は、対象となりますか。 ..... 15

Q 5 5 自ら運送する・友人に手伝ってもらう等により引っ越した場合は、そのレンタカー代や燃料代などが対象となりますか。 ..... 15

Q 5 6 旧居や新居を清掃したり、不用になった家具などを処分したりする費用は、対象となりますか。 ..... 15

Q 5 7 婚姻日より前に行った引越費用は対象となりますか。 ..... 15

**費用に関する補足について** ..... 15

Q 5 8 令和 8 年度中に婚姻届を提出し、市内のマンションを購入しましたが、今まで住んでいた熊谷市内のアパートから住所を異動させていません。どちらも補助の対象となりますか。 ..... 15

**4. 申請に関すること** ..... 16

Q 5 9 申請に必要な書類は何ですか。 ..... 16

Q 6 0 令和 7 年度に補助額が上限に達していない世帯及び令和 7 年度資格認

定世帯です。必要な書類はありますか。 .....	17
Q 6 1 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書の代わりに、住民票の写しを提出しても良いですか? .....	18
Q 6 2 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書はどこで発行できますか? .....	18
Q 6 3 賃貸借契約書がありませんでした。重要事項説明書でも良いですか。 .....	18
Q 6 4 支払済費用の証明には何が必要ですか。 .....	18
Q 6 5 住宅の賃料を申請しますが、勤務先から住宅手当は支給されていません。住宅手当等の支給の有無が確認できる書類は省略して良いですか。 .....	18
Q 6 6 申請から交付まではどのような流れですか。 .....	18
Q 6 7 申請期間はいつですか。 .....	18

## 1. 対象となる世帯に関すること

### Q 1 対象となる世帯はどのような世帯ですか。

A 以下の①～③に該当する世帯であって、諸条件を満たす世帯が対象となります。

#### ①令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、又は受理された日において夫婦ともに39歳以下である世帯

※ 夫婦の双方が外国籍である場合、国内の市区町村で受理されている場合に限りです。

- ・申請日において **2年以上継続して居住する意思**を持って市内に居住し、**住民登録を有している**
- ・申請する日の属する年度の**夫婦の合計所得が500万円未満**である  
※ 令和7年1月1日～令和7年12月31日の期間の所得にて計算します。  
※ 上記期間中に貸与型奨学金の返済がある方は、その返済額を控除して算出します。
- ・夫婦ともに**市税の滞納がない**
- ・生活保護法の規定による住宅扶助を受けていない
- ・夫婦ともに熊谷市暴力団排除条例（平成25年条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員でない
- ・夫婦ともに過去に結婚新生活支援事業その他これに類する補助（他の自治体で補助を受給したことがある場合を含む。）の交付を受けたことがない
- ・夫婦ともに本市で実施している熊谷市住宅リフォーム資金補助金の交付を受けていない
- ・（夫婦の双方又は一方が外国籍である場合）申請日の時点で **2年以上の在留資格を所持していること**
- ・市が定める「対象講座」を夫婦ともに受講している

#### ②令和7年度に補助金を受給した世帯であって、その受給額が上限30万円に達していない世帯

- ・申請日において **2年以上継続して居住する意思**を持って市内に居住し、**住民登録を有している**
- ・夫婦ともに**市税の滞納がない**
- ・生活保護法の規定による住宅扶助を受けていない
- ・夫婦ともに熊谷市暴力団排除条例（平成25年条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員でない
- ・夫婦ともに本市で実施している熊谷市住宅リフォーム資金補助金の交付を受けていない

#### ③令和7年度に資格認定を受けた世帯

- ・申請日において **2年以上継続して居住する意思**を持って市内に居住し、**住民登録を有している**
- ・夫婦ともに**市税の滞納がない**
- ・生活保護法の規定による住宅扶助を受けていない
- ・夫婦ともに熊谷市暴力団排除条例（平成25年条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員でない
- ・夫婦ともに本市で実施している熊谷市住宅リフォーム資金補助金の交付を受けていない

**Q 2 「2年以上継続して居住する意思を持って市内に居住し、」とありますが、転勤する可能性がある場合は申請できますか？**

A 申請時に転勤の予定が定かではない場合は申請可能です。

ただし、申請受付後に転出していた場合は補助金を不交付とする場合があります。事前に企画課へご相談ください。

**Q 3 熊谷市外で婚姻届を提出し、受理されました。対象となりますか。**

A 対象となります。

なお、婚姻届受理証明書は、婚姻届を提出した自治体でのみ発行することができます。発行方法については、各自治体へお問い合わせください。

**Q 4 再婚は、対象になりますか。**

A 対象となります。

ただし、夫婦の双方または一方が結婚新生活支援事業その他これに類する補助（他の自治体で補助を受給したことがある場合を含む。）の交付を受けたことがある場合は対象となりません。

また、同一夫婦が離婚・再婚しており、その離婚日が再婚姻日から起算して1年以内である場合は、「新規に婚姻した世帯」に当たらないものとします。

**Q 5 別居婚は、対象になりますか。**

A 夫婦の双方が市内に居住している場合に限り対象となります。

ただし、夫婦の一方の費用のみとします。

**Q 6 事実婚は、対象になりますか。**

A 対象になりません。

法的に有効な書面を用いた形式的な判断しかできないため、法律婚以外は対象外とします。

**Q 7 市税を滞納しているかわかりません。申請することはできますか。**

A 申請することはできますが、事前に納税課に確認することをおすすめします。

申請受付後、企画課から納税課へ滞納の確認を行います。滞納があった場合には、補助金の交付はできませんので、あらかじめご確認をお願いします。

**Q 8 市税を滞納していましたが、申請前にすべて支払いました。申請しても良いですか。**

A 申請することができます。

ただし、申請受付後、新たに滞納していた場合には補助金の交付はできませんので、必ず納期限までにお支払いください。

**Q 9 市税をいつまでに支払えば対象となりますか。**

A 必ず納期限までにお支払いください。詳しくは納税課にお問い合わせください。

**Q 1 0 生活保護受給世帯も対象になりますか。**

A 対象となります。

ただし、生活保護による住宅扶助を受けている場合は対象となりません。本補助金の対象となる費用（住宅取得費、住宅賃借費及び引越費用）について、生活保護による生活扶助、その他の扶助を受給している場合も、その部分については対象外となります。

**Q 1 1 外国人同士の結婚は、対象になりますか。**

A **日本方式の婚姻**（国内の市区町村に婚姻届を提出し受理されている）をしていれば対象となります（自国大使館等に提出した場合は対象外）。

なお、日本の婚姻証明（例：婚姻届受理証明書）で確認できない場合は対象外となります。

**Q 1 2 日本人同士ですが、外国で結婚した場合は、対象になりますか。**

A 戸籍に婚姻の事実を記載していれば対象となります。

**Q 1 3 夫婦の一方が外国人である場合は、対象になりますか。**

A 日本方式の婚姻（婚姻届を提出し受理されている）をしていれば対象となります。また、外国で結婚した場合も、戸籍に婚姻の事実を記載していれば対象となります。

**Q 1 4 夫（妻）が外国籍ですが、元から在留資格が1年となっています。3か月後に期限を迎えますが、在留資格は必ず更新するので申請してもよいですか。**

A 在留資格更新の確実性について市では判断しかねますので申請できません。

今後も2年以上定住できることが判断できませんので、2年以上の在留資格となつてから申請してください。

**Q 1 5 2年以上の在留資格とは、どんな資格を想定しているのですか。**

A 永住者、特別永住者を原則とし、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者については3年または5年の在留期間を有している者を想定しております。

## 2. 所得に関すること

### Q 1 6 所得とはなんですか。

A 会社員などで企業等にお勤めの方は、1年間の給与等の収入金額（源泉徴収票の「支払金額」に記載の額）から給与所得控除額を差し引いた金額です。

自営業の方は、1年間の収入（売上金額）から必要経費を差し引いた金額です。複数の所得がある場合はこれらを合算した金額となります。

### Q 1 7 所得を確認する方法は源泉徴収票でもかまいませんか。

A 所得証明書が必要です。源泉徴収票だけでは、勤務先から支払われた給与等以外に収入があった場合、それを把握することができません。

令和8年1月1日時点で住民票を置いていた自治体が発行する所得証明書をご提出ください。

### Q 1 8 所得証明書はどこで発行できますか。

A 令和8年1月1日に住民票を置いていた自治体で発行ができます。

発行方法や担当課については、前住所地の自治体にお問い合わせください。

### Q 1 9 令和8年1月1日に熊谷市に住民票を置いていました。この場合も所得証明書が必要ですか。

A 令和8年1月1日時点で熊谷市に住民登録があり、熊谷市にて合計所得金額が確認できる場合は所得証明書の提出を省略できます。

ただし、夫婦の合計所得額が500万円を超えていた場合は対象となりませんので、申請前に必ず確認をお願いします。

※ 収入の有無によらず未申告の方で、合計所得金額が確認できない場合、税法上の申告義務がない方でも市県民税の申告を行っていただくことがあります。

### Q 2 0 4月に「令和7年度（令和6年分）の所得証明書」を発行しました。この所得証明書でも良いですか？

A 直近の所得証明書「**令和8年度**（令和7年分）の所得証明書」をご提出ください。

令和6年分と令和7年分で所得が変わる可能性があることから、本市では公平性の観点から、一律「令和8年度（令和7年分）所得証明書」の提出をお願いしています。

なお、「令和8年度（令和7年分）所得証明書」は6月以降に発行できる予定です。詳しくは市民税課、もしくは前住所地の自治体へお問い合わせください。

### Q 2 1 転職した場合の所得はどのように計算しますか。

A 直近の所得証明書「令和8年度（令和7年分）所得証明書」により所得を算出します。

### Q 2 2 婚姻を機に離職した場合、または育児休業中の場合の所得はどうなりますか。

A 申請時点で無職の場合や育児休業中であっても、夫婦の直近の所得証明書「令和8年度（令和7年分）所得証明書」による所得の合算で判定します。

**Q 2 3 学生です。所得証明書は必要ですか。**

A 学生であっても所得証明書は必要です。

**Q 2 4 所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間はいつですか。**

A 所得証明書の期間と同一となります。

令和8年度の所得証明書（令和7年分合計所得）を提出する場合は、令和7年の返済額が控除対象となります。

**Q 2 5 教育ローンの年間返済額は、所得から控除してよいですか。**

A 所得から控除できるのは、貸与型奨学金のみです。

**Q 2 6 令和8年1月1日時点で海外に居住していました。日本国内で課税されておらず、所得証明が取得できない場合はどうすればよいですか。**

A 当該年の収入が確認できる資料（給与明細等）の写しを提出してください。課税基準日時点の為替レートを基準に所得額を推計します。

### 3. 費用に関すること

#### Q 2 7 対象となる費用は何ですか。

- A 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払った(ローンの場合は返済した)以下の費用が対象となります。詳しくは各項目をご覧ください。
- ① 婚姻に伴う住宅取得費用 ※手付金やローン返済費用等(土地代や利息等を除く)
  - ② 婚姻に伴う住宅リフォーム費用 ※外構に関する工事を除く
  - ③ 婚姻に伴う住宅賃借費用のうち、賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料
  - ④ 婚姻に伴う引越費用のうち、引越業者または運送業者に支払った費用

#### 住宅取得費用について

#### Q 2 8 婚姻に伴う住宅取得費用について、対象となる条件を教えてください。

- A 婚姻に伴う住宅取得費用のうち、以下の要件を満たすものが対象です。
- (1)申請日時時点で夫婦の双方又は一方の住民票の住所が、取得した住宅の住所となっていること。
  - (2)売買契約書、工事請負契約書により契約内容を確認できること。
  - (3)令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払った費用であること。  
また、支払った額を領収書等により確認できること。
  - (4)婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻を機として取得した住宅であって、その取得日が婚姻日から起算して1年以内であること。

#### Q 2 9 土地代は対象となりますか。

- A 対象となりません。住宅取得費用のみが対象となります。

#### Q 3 0 新築戸建て住宅を、ローンを組み購入しました。ローンの返済費用は対象となりますか。

- A 対象となります。ただし、土地代や住宅ローンに係る手数料・利息は対象となりません。

#### Q 3 1 住宅取得日とはいつですか。

- A 鍵が引渡された日を想定しています。

#### Q 3 2 住宅建築中のため、夫婦の住民票の住所が当該住宅の住所となっていない。申請できますか。

- A 申請できません。申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていることが必要です。

## 住宅リフォーム費用について

### Q 3 3 婚姻に伴う住宅リフォーム費用について、対象となる条件を教えてください。

- A 婚姻に伴う住宅リフォーム費用のうち、以下の要件を満たすものが対象です。
- (1)申請日時点で夫婦の双方又は一方の住民票の住所が、リフォームした住宅の住所となっていること。
  - (2)工事請負契約書又は請書により契約内容を確認できること。
  - (3)令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払った費用であること。  
また、支払った額を領収書等により確認できること。
  - (4)婚姻日より前にリフォームした住宅にあっては、婚姻を機としてリフォームした住宅であって、そのリフォーム日が婚姻日から起算して1年以内であること。
  - (5)婚姻を機に住宅をリフォームした際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。ただし、倉庫、車庫に関する工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に関する工事費用については、対象としない。

### Q 3 4 リフォーム日とはいつですか。

- A リフォーム工事が完了した日を想定しています。

### Q 3 5 夫婦以外が住宅所有者であった場合は、対象となりますか。

- A 対象となります。夫婦が所有者である必要はありません。  
ただし、夫婦の双方又は一方の住民票の住所がその住宅の住所になっていること、また夫婦名義でリフォーム工事を契約し、夫婦が費用を払っていることが必要です。

### Q 3 6 賃貸物件のリフォーム費用は対象となりますか。

- A 対象となります。ただし、賃貸借契約により、本体貸主が負担すべき修繕費用は対象外です。

### Q 3 7 エアコン、冷蔵庫、洗濯機などの家電製品の更新を含みますか。

- A 含みません。

### Q 3 8 熊谷市住宅リフォーム資金補助金との併用はできますか。

- A 併用できません。

### Q 3 9 自ら工事する・友人に手伝ってもらう等によりリフォームしました。その材料費などは対象となりますか。

- A 対象となりません。

## 婚姻に伴う住宅賃貸借費用について

### Q 4 0 婚姻に伴う住宅賃借費用について、対象となる条件を教えてください。

A 婚姻に伴う住宅賃借費用のうち、以下の要件を満たすものが対象です。

- (1)申請日において、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が、賃借した住宅の住所となっていること。
- (2)賃貸借契約書により契約内容を確認できること。
- (3)令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払った費用であること。  
また、支払った額を領収書等により確認できること。
- (4)婚姻日より前に賃借した住宅にあっては、婚姻を機として賃借した住宅であって、その賃借日が婚姻日から起算して1年以内であること。
- (5)婚姻を機に住宅を賃借した際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料であること。

### Q 4 1 賃借日とはいつですか。

A 賃貸借契約期間の初日を想定しています。

### Q 4 2 住宅賃借費用の対象としないものは何ですか。

A 鍵交換や清掃の費用、賃貸保証料、火災保険料、更新料、水道光熱費、駐車場代などは対象となりません。

### Q 4 3 令和8年6月に結婚し、同時に同居を開始しました。物件の契約は同年5月に済ませ、初期費用（敷金・仲介手数料）と6月分の家賃を5月中に支払いました（前月払い）。これらは結婚前に発生した費用ですが、対象になりますか？

A 賃貸借契約書上の入居者欄に「本人」、「婚約者（「配偶者」や「同居人」でも可）」として夫婦いずれのお名前も記載されている場合は対象となります。

### Q 4 4 夫（妻）が婚姻日から起算して1年超前に借りていた住宅に、婚姻を機に同居します。いつから補助の対象となりますか。

A 賃貸借契約書上の入居者欄に「本人」、「婚約者（「配偶者」や「同居人」でも可）」として夫婦いずれのお名前も記載されている場合は、同居開始日以降の賃料及び共益費を対象とします。

なお、同居開始日は、住民票の住所を夫（妻）が借りている住宅の住所に異動させた月とします。ただし、令和8年4月1日以前に支払った費用は対象となりません。

### Q 4 5 夫（妻）が婚姻日から起算して1年超前に借りていた住宅に、婚姻を機とせず同居していました。いつから補助の対象となりますか。

A 婚姻日以降の賃料及び共益費を対象とします。

賃貸借契約書上の入居者欄に、夫婦いずれかのお名前が記載されていない（「本人」のみ記載されている）場合も同様です。

**Q 4 6 夫（妻）が婚姻日から起算して半年前に借りていた住宅に同居していましたが、不動産会社には伝えていません。いつから補助の対象となりますか。**

A 賃貸借契約書において同居が確認できない場合には、婚姻日以降の賃料及び共益費を対象とします。

なお、賃貸借契約書の変更については、不動産会社にご相談ください。

**Q 4 7 夫（妻）の両親と同居しています。対象となりますか。**

A 夫婦の双方又は一方が契約及び支払いの当事者であれば、対象となります。

**Q 4 8 令和9年4月分の賃料を令和9年3月に支払いました。対象となりますか。**

A 対象となります。

**Q 4 9 令和8年4月分の賃料を令和8年3月に支払いました。対象となりますか。**

A 対象となりません。

**Q 5 0 勤務先から住宅手当が支給されています。対象となりますか。**

A 住宅手当が支給されている場合は、賃料から住宅手当支給額を差し引いて得た額を対象とします。

## 引越費用について

### Q 5 1 引越費用について、対象となる条件を教えてください。

- A 引越費用のうち、以下の要件を満たすものが対象です。
- (1) 申請日において、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が、引越後の住宅の住所となっていること。
  - (2) 補助対象期間に支払った費用であること。また、支払った額を領収書等により確認できること。
  - (3) 婚姻日より前の引越にあつては、婚姻を機とした引越であつて、その引越日が婚姻日から起算して1年以内であること。
  - (4) 婚姻を機に引っ越した際に要した費用のうち、引越業者、運送業者等への支払いに関する実費であること。

### Q 5 2 引越日とはいつですか。

- A 引越荷物を運送した日を想定しています。

### Q 5 3 実家から家具などを運送する場合は、対象となりますか。

- A 対象となります。

### Q 5 4 新たに購入した家具などを新居へ直接配送してもらう費用は、対象となりますか。

- A 対象となりません。

### Q 5 5 自ら運送する・友人に手伝ってもらう等により引っ越した場合は、そのレンタカー代や燃料代などが対象となりますか。

- A 対象となりません。

### Q 5 6 旧居や新居を清掃したり、不用になった家具などを処分したりする費用は、対象となりますか。

- A 対象となりません。

### Q 5 7 婚姻日より前に行った引越費用は対象となりますか。

- A 婚姻に伴う引越費用であれば対象となります。

## 費用に関する補足について

### Q 5 8 令和8年度中に婚姻届を提出し、市内のマンションを購入しましたが、今まで住んでいた熊谷市内のアパートから住所を異動させていません。どちらも補助の対象となりますか。

- A 補助対象となるのは、申請日に住民票の住所を置いている住宅のみです。  
この場合、申請日までに住所を購入したマンションに異動させていればマンションの購入費、異動させていない場合はアパートの賃料等が対象となります。  
なお、ローンを組んで購入している場合はQ 3 0等をご確認ください。

## 4. 申請に関すること

### Q59 申請に必要な書類は何ですか。

A 申請書類は以下のとおりです。申請される方の状況に応じて必要な書類が異なりますので、不明な点は事前に企画課までお問合せください。

※ 下記以外にも、書類の提出をお願いしたり、確認のためご連絡させていただく場合があります。

1	補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
2	婚姻届を提出した自治体で発行された <b>婚姻届受理証明書</b> 又は <b>婚姻後の戸籍全部事項証明書</b> （戸籍謄本） * 1
3	申請日が属する年度の夫婦双方の <b>所得証明書</b> * 2
4	貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（奨学金返還額証明書等） * 3
5 * 4	①住宅の売買契約書
	②領収書（その他当該住宅の取得に係る費用についての支払が確認できる書類）
	③住宅ローンの契約書
	④住宅ローンの返済予定表（毎月の返済額やその元金と利息の内訳等が確認できる書類）
	⑤住宅ローンの返済が確認できる書類（通帳の写し等）
6 * 4	①住宅の賃貸借契約書
	②賃料、共益費、及び仲介手数料に係る領収書（その他当該住宅の賃借に係る費用についての支払が確認できる書類）
7 * 4	①住宅リフォームの契約書（工事請負契約書又は請書等）
	②工事項目毎の明細が分かる書類の写し
	③領収書（その他当該住宅の機能の維持又は向上を図るために行った修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用について支払が確認できる書類）
	④住宅リフォームに係るローンの契約書
	⑤住宅リフォームに係るローンの返済予定表（毎月の返済額やその元金と利息の内訳等が確認できる書類）
	⑥住宅リフォームに係るローンの返済が確認できる書類（通帳の写し等）
8	<b>住宅手当等の支給の有無が確認できる書類</b> （様式第2号又は給与明細書等） * 5
9 * 4	引越費用に係る領収書
10	医療機関への妊娠・出産に関する相談内容が確認できる書類（診療明細書等） * 3
	共家事・子育て講座受講確認書（様式第3号） * 3

\* 1 本籍地が熊谷市の場合は不要です。

\* 2 令和8年度の所得証明書（令和7年1月1日～12月31日の収入から算出されたもの）を提出してください。なお、令和8年1月1日時点で熊谷市に住民登録があり、熊谷市にて合計所得金額が確認できる場合は不要です。

- \*3 該当する場合に限りです。
- \*4 夫婦の双方又は一方の住民票の住所としている住宅の費用に限りです。
- \*5 給与所得者全員分の提出が必要です。(住宅手当の支給が無い場合も必要)  
申請する対象経費が、住宅の賃借料を含まない(住宅取得費やリフォーム費、引越費のみ)場合は不要です。  
給与明細書を提出する場合、申請する賃借料に対応する月数分提出してください。  
例：4月に支払った5月分の賃借料を申請する⇒4月分の給与明細書を提出

**Q60 令和7年度に補助額が上限に達していない世帯及び令和7年度資格認定世帯です。必要な書類はありますか。**

A 令和7年度に補助額が上限に達していない世帯及び令和7年度資格認定世帯は、下記の書類をご用意ください。

※ 下記以外にも、書類の提出をお願いしたり、確認のためご連絡させていただく場合があります。

1	補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
2 *1	①住宅の売買契約書 ②領収書(その他当該住宅の取得に係る費用についての支払が確認できる書類)
	③住宅ローンの契約書 ④住宅ローンの返済予定表(毎月の返済額やその元金と利息の内訳等が確認できる書類) ⑤住宅ローンの返済が確認できる書類(通帳の写し等)
3 *1	①住宅の賃貸借契約書 ②賃料、共益費、及び仲介手数料に係る領収書(その他当該住宅の賃借に係る費用についての支払が確認できる書類)
4 *1	①住宅リフォームの契約書(工事請負契約書又は請書等) ②工事項目毎の明細が分かる書類の写し ③領収書(その他当該住宅の機能の維持又は向上を図るために行った修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用について支払が確認できる書類)
	④住宅リフォームに係るローンの契約書 ⑤住宅リフォームに係るローンの返済予定表(毎月の返済額やその元金と利息の内訳等が確認できる書類) ⑥住宅リフォームに係るローンの返済が確認できる書類(通帳の写し等)
5	住宅手当等の支給の有無が確認できる書類(様式第2号又は給与明細書等) *2
6 *1	引越費用に係る領収書

- \*1 夫婦の双方又は一方の住民票の住所としている住宅の費用に限りです。
- \*2 給与所得者全員分の提出が必要です。(住宅手当の支給が無い場合も必要)  
申請する対象経費が、住宅の賃借料を含まない(住宅取得費やリフォーム費、引越費のみ)場合は不要です。  
給与明細書を提出する場合、申請する賃借料に対応する月数分提出してください。  
例：4月に支払った5月分の賃借料を申請する⇒4月分の給与明細書を提出

**Q 6 1 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書の代わりに、住民票の写しを提出しても良いですか？**

A 不可とします。

住民票の写しでは、婚姻日の確認及び婚姻関係を確認することができません。

**Q 6 2 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書はどこで発行できますか？**

A 婚姻届受理証明書は婚姻届を提出した自治体、婚姻後の戸籍全部事項証明書は市民課の窓口で発行することができます。

発行方法等については、市民課もしくは婚姻届提出自治体にお問い合わせください。

**Q 6 3 賃貸借契約書がありませんでした。重要事項説明書でも良いですか。**

A 申請時に必要な書類は賃貸借契約書です。重要事項説明書では受け付けることができません。

賃貸借契約書が見当たらない・紛失した場合は、契約した不動産会社にお問い合わせください。

**Q 6 4 支払済費用の証明には何が必要ですか。**

A 領収書の取得が困難な場合には、通帳の該当ページの写しや銀行の振込明細の写しを提出してください。詳しくはお問合せ下さい。

**Q 6 5 住宅の賃料を申請しますが、勤務先から住宅手当は支給されていません。住宅手当等の支給の有無が確認できる書類は省略して良いですか。**

A 住宅手当が支給されていない場合でもご提出ください。

住宅手当の支給の有無を勤務先に証明していただく様式2号か、給与明細書等の提出をお願いします。給与明細書を提出する場合、申請する賃借料に対応する月数分提出してください。

例：4月に支払った5月分の賃借料を申請する⇒4月分の給与明細書を提出

なお、自営業の方や申請する対象経費が、住宅の賃借料を含まない（住宅取得費やリフォーム費、引越費のみ）場合は提出を省略することができます。

**Q 6 6 申請から交付まではどのような流れですか。**

A 企画課へ申請書類を提出後、審査の結果、補助金の交付が決まりましたら「結婚新生活支援補助金交付決定通知書」を申請者あてに送付します。

請求書を同封しますので、記名及び口座情報を記入の上、企画課へ提出してください。  
※振込先口座の名義が請求者と異なる場合、本人が手書きするか、又は記名・押印してください。また、別途委任状が必要ですので御提出をお願いいたします。

**Q 6 7 申請期間はいつですか。**

A 令和8年6月1日（月）から令和9年3月31日（水）（書類必着）までに企画課へ提出してください。

**期間内であっても予算に達した場合、受付を終了する場合があります。**

申請を予定されている方は事前に企画課まで御相談ください。